○こども家庭庁告示第九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十二日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～六十五　略］ 六十六　運営継続支援臨時加算　当該施設等において、継続的かつ安定的に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供を行うために必要な場合に、事務費及び事業費として加算されるものをいう。	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～六十五　同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law）により公表する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。

○文部科学省告示第百四十一号

昭和四十三年文部省告示第百三十五号（測量法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する大学並びに同法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する短期大学又は高等専門学校）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

文部科学大臣　松本　洋平

昭和四十三年文部省告示第百三十五号（測量法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する大学並びに同法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する短期大学又は高等専門学校）の一部を改正する告示

昭和四十三年文部省告示第百三十五号（測量法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する大学並びに同法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する短期大学又は高等専門学校）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一、大学 1　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第百八条に規定する短期大学を除く。） 2・3　［略］ 二、短期大学又は高等専門学校 1　［略］ 2　旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所 3　［略］ 4　旧大正七年文部省令第三号（高等試験令第七条及第八条に関する件）第二条第二号により指定した学校 5・6　［略］	一、大学 1　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第六十九条の二に規定する短期大学を除く。） 2・3　［同上］ 二、短期大学又は高等専門学校 1　［同上］ 2　国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所 3　［同上］ 4　大正七年文部省令第三号（高等試験令第七条及第八条に関する件）第二条第二号により指定した学校 5・6　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二十五　（略） 二十六　アミバンタマブ並びにその製剤及び配合剤 二十七～百四十　（略） 百四十一　タグラキソフスプ及びその製剤 百四十二・百四十三　（略） 百四十四　タファシタマブ及びその製剤 百四十五～二百五十九　（略） 二百六十　レチファンリマブ及びその製剤 二百六十一～二百八十五　（略）	一～二十五　（略） 二十六　アミバンタマブ及びその製剤 二十七～百四十　（略） （新設） 百四十一・百四十二　（略） （新設） 百四十三～二百五十七　（略） （新設） 二百五十八～二百八十二　（略）